

# 国民健康保険税改定に係る 基本的な考え方（案）

令和 4 年 6 月

川越市国民健康保険課

## 目 次

1. 国民健康保険とは	1
2. 国民健康保険税の現状	2
3. 国民健康保険税の算出方法	5
4. 国民健康保険税率等の改定の必要性	9
5. 改定の考え方と改定案	11
・基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分ごとの税充足率等について（令和3年度決算見込から）	17
・税率等改定の概念図	18
・税率等改定の影響額（令和5年度課税分試算）	20

## 1 国民健康保険とは

わが国の医療保険制度は、職業・地域・年齢などで区分された複数の制度によって構成されており、国民のすべてがいずれかの医療保険制度に加入するという、国民皆保険体制を確立しています。

国民健康保険（国保）は、健康保険の適用を受けない人や、自営業者などが加入する保険で、職域単位での制度でカバーしきれない人々を、地域を単位に把握して構成するため地域保険と呼ばれています。

国保では、被保険者の疾病や負傷等に対して必要な保険給付を行い、被保険者の健康を支えています。

また、国保事業の主な財源は、保険料（税）と国・都道府県からの負担（補助）金のほか、被用者保険が負担している前期高齢者交付金が充当されています。

さて、国保を含めたわが国の医療保険制度は、急速な高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大等により、厳しい財政状況に陥っています。

国保は、他の医療保険よりも高齢者や低所得者層が多く、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えています。

そのため、平成30年度からは、都道府県と市町村が共同で運営するなどの制度改革が行われました。

## 2 国民健康保険税の現状

### (1) 基本データ

国保世帯数 48,675世帯 (R4.4.1現在)  
 被保険者数 72,510人 (R4.4.1現在)  
 賦課期日 4月1日  
 賦課方法 旧ただし書き (基礎控除後の総所得金額等により所得割額を算定する方法)  
 賦課方法 2方式 (所得割額と均等割額の合算額で課税する方式)  
 軽減状況 7割・5割・2割  
 納 期 (普通徴収) 第1期から第8期 (年8回)  
 (特別徴収) 偶数月に年金より天引き (年6回)

税率及び  
課税限度額

	税率 (%)	均等割額 (円)	課税限度額 (円)
基礎課税分①	7.35	24,700	630,000
後期高齢者支援金等分②	2.40	8,400	190,000
介護納付金分③	2.00	11,300	170,000
合計 (①+②)	9.75	33,100	820,000
合計 (①+②+③) ※	11.75	44,400	990,000

※40～64歳該当

\*参考 (R2年度)

	税率 (%)	均等割額 (円)	課税限度額 (円)
基礎課税分①	7.35	23,300	610,000
後期高齢者支援金等分②	2.20	7,300	190,000
介護納付金分③	2.00	10,200	160,000
合計 (①+②)	9.55	30,600	800,000
合計 (①+②+③) ※	11.55	40,800	960,000

※40～64歳該当

(2) 国民健康保険税の調定額等の推移

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和3年度と平成28年度との比較	
	前年比	円	前年比	円	前年比	円	前年比	円	前年比	円	前年比	円	R3/H28(%)	R3-H28(円)
調定額	現年	7,838,753,700	96.2	7,380,333,300	94.2	7,059,217,800	95.6	7,095,148,600	100.5	6,949,570,200	97.9	7,014,581,600	100.9	89.5
	増減額	▲ 305,717,000		▲ 458,420,400		▲ 321,115,500		▲ 35,930,800		▲ 145,578,400		65,011,400		▲ 824,172,100
	滞繰	3,787,190,485	89.5	3,430,850,889	90.6	2,976,830,587	86.8	2,579,107,548	86.6	2,453,354,235	95.1	2,162,537,027	88.1	57.1
	計	11,625,944,185	93.9	10,811,184,189	93.0	10,036,048,387	92.8	9,674,256,148	96.4	9,402,924,435	97.2	9,177,118,627	97.6	78.9
	増減額	▲ 749,074,522		▲ 814,759,996		▲ 775,135,802		▲ 361,792,239		▲ 271,331,713		▲ 225,805,808		▲ 2,448,825,558
収入済額 (収納額)	現年	7,093,122,562	96.5	6,700,813,822	94.5	6,414,273,834	95.7	6,412,372,032	100.0	6,393,720,688	99.7	6,562,000,670	102.6	92.5
	増減額	▲ 258,307,656		▲ 392,308,740		▲ 286,539,988		▲ 1,901,802		▲ 18,651,344		168,279,982		▲ 531,121,892
	滞繰	842,231,217	93.2	774,704,707	92.0	697,218,251	90.0	531,866,333	76.3	533,378,474	100.3	449,798,566	84.3	53.4
	計	7,935,353,779	96.1	7,475,518,529	94.2	7,111,492,085	95.1	6,944,238,365	97.6	6,927,099,162	99.8	7,011,799,236	101.2	88.4
	増減額	▲ 319,604,178		▲ 459,835,250		▲ 364,026,444		▲ 167,253,720		▲ 17,139,203		84,700,074		▲ 923,554,543
収入率	現年	90.48	0.22	90.79	0.31	90.86	0.07	90.37	△ 0.49	92.00	1.63	93.54	1.54	3.06
	滞繰	22.23	0.88	22.58	0.35	23.42	0.84	20.62	△ 2.80	21.74	1.12	20.79	△ 0.95	△ 1.44
	計	68.25	1.55	69.14	0.89	70.85	1.71	71.78	0.93	73.66	1.88	76.40	2.74	8.15

(参考) 被保険者数

(4-3月・月末被保険者数の平均)

被保険者数	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和3年度と平成28年度との比較	
	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	R3/H28(%)	R3-H28(人)
年間平均	96.1	89,936	94.5	85,009	95.7	81,329	96.0	78,070	97.6	76,223	97.6	74,360	82.7	82.7
増減額		▲ 3,647		▲ 4,927		▲ 3,680		▲ 3,259		▲ 1,847		▲ 1,863		▲ 15,576

(3) 川越市国民健康保険税の税率等の推移

年度	基礎課税(医療)分				後期高齢者支援金等分 (平成20年度から)				介護納付金分 (平成12年度から) 40～64歳				合計 (医療+支拂金+介護)		合計 (医療+支拂金+介護)				
	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限 度額 (万円)	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限 度額 (万円)	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限 度額 (万円)	税率 (%) (介護あり)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	税率 (%) (介護なし)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	
H11	7.80 (S62~)	9,600 (H3~)	42 (H3~)	53												7.80 (S62~)	9,600 (H3~)	42 (H3~)	53
H12			48				7	7										55	60
H13																			
H14	9.55	14,100	51						1.40	9,000						9.55	14,100	58	
H15		21,150	53				8	8									21,150	60	61
H16		28,200															28,200		
H17																			
H18								9											62
H19				56															65
H20	7.35	21,800	41	47	2.20	6,400	12	12											68
H21																			69
H22			44	50				13			8	8						64	73
H23			47	51				14			10	12						69	77
H24			49				13	13			11							73	
H25			51				14	14			12							77	
H26								16				14	14						81
H27			52	52			16	17			14	16						81	85
H28			52	54			17	19			16							85	89
H29			54				19											89	
H30				58															93
R元		23,300	58	61		7,300			2.00	10,200							30,600	93	96
R2			61	63								17	17					96	99
R3		24,700	63		2.40	8,400				11,300							33,100	99	
R4				65				20											102
R5(案)		27,500	65			9,400	20			12,300							49,200	102	
差	0	2,800	2		0	1,000	1	0	0	1,000	0	0	0	4,800	0	3,800	3		
改定率		1.11				1.12				1.09				1.11		1.11			

※太字は最終改訂(実質的な最終改訂含む)。

令和4年6月作成

### 3 国民健康保険税の算出方法

#### (1) 国民健康保険税の算出方法

国民健康保険税は、「基礎課税分（医療分）」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分（40歳から64歳の方が対象）」の3つの区分ごとに求めた課税額の合算額が年税額となります。

それぞれの区分は、本市では、課税年度の前年の所得に応じて課税となる「所得割額」と、一人当たり定額で課税となる「均等割額」の合計です。

世帯の加入者数が複数の場合、所得割額は、加入者ごとに計算した金額の合計額となり、均等割額は、加入者の人数分の額となります。

なお、区分ごとに、課税額が頭打ちとなる「課税限度額」が定められています。

#### ○区分ごとの算出方法と課税限度額（令和4年度課税分 川越市税率・均等割額・限度額）

区分	所得割額	均等割額	課税限度額
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等－基礎控除額43万円) ×7.35%	24,700円	63万円
後期高齢者支援 金等分	(総所得金額等－基礎控除額43万円) ×2.40%	8,400円	19万円
介護納付金分 (40歳から64歳)	(総所得金額等－基礎控除額43万円) ×2.00%	11,300円	17万円
合計		44,400円	99万円
[40歳から64歳以外(介護分なし)の場合]		[33,100円]	[82万円]

※前年の合計所得金額が2,400万円を超える方は基礎控除額が異なります。

○均等割の軽減制度

均等割額は、だれでも等しく課税となるのが原則ですが、世帯の所得に応じて、その7割、5割及び2割が軽減となる制度が法定されております。

【均等割が軽減となる世帯の総所得金額等】

軽減割合	世帯の総所得金額等・
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(28万5千円×加入者等の数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(52万円×加入者等の数)以下

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)もしくは公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く)の数の合計をいいます。また、下線部分は給与所得者等の数が2以上の場合のみ適用となります。

○未就学児の均等割の軽減制度

子育て世帯の負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の均等割額が5割減額となります。令和4年度の国民健康保険税から適用となります。

一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割減額することとなります。

(例) 均等割額の7割軽減が適用されている場合、残りの3割分の均等割額をさらに5割減額することとなります。(合計で8.5割の軽減となります)

均等割の軽減による減収分は、全額が法定繰入である保険基盤安定繰入金で補てんされます。

- ・ 4分の3相当額・・・県の負担金
- ・ 4分の1相当額・・・市の負担分(市の負担分は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入)



(2) 税額計算の例 (令和4年度課税分 川越市税率等による)

○ケース1 加入者 1名(65歳)

年金収入 120万円

前年収入は年金収入120万円

⇒ 年金所得控除後の所得(年金所得)は10万円=総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等10万円-基礎控除額43万円=0円)×7.35%=0円	24,700円 ⇒7割軽減 7,410円	7,410円 ⇒7,400円
後期高齢者 支援金等分	(総所得金額等10万円-基礎控除額43万円=0円)×2.40%=0円	8,400円 ⇒7割軽減 2,520円	2,520円 ⇒2,500円
介護納付金 分			
			合計 9,900円

※区分ごとに、100円未満の端数を切り捨てます。

○ケース2 加入者 4名(45歳夫婦、小学生1名、中学生1名)、

給与収入 400万円(所得276万円)

前年収入は世帯主のみ給与収入400万円

⇒ 給与所得控除後の所得(給与所得)は276万円=総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等276万円-基礎控除額43万円=233万円)×7.35%=171,255円	24,700円×4名 =98,800円	270,055円 ⇒270,000円
後期高齢者 支援金等分	(総所得金額等276万円-基礎控除額43万円=233万円)×2.40%=55,920円	8,400円×4名 =33,600円	89,520円 ⇒89,500円
介護納付金 分	(総所得金額等276万円-基礎控除額43万円=233万円)×2.00%=46,600円	11,300円×2 名=22,600円	69,200円 ⇒69,200円
			合計 428,700円

※区分ごとに、100円未満の端数を切り捨てます。

○ケース3 加入者 1名 (45歳)

所得 1,500万円 (課税限度額に達する場合)

前年収入は不動産所得1,500万円＝総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等1,500万円－基礎控除額43万円＝1,457万円) ×7.35%＝1,070,895円	24,700円	1,095,595円 ⇒630,000円
後期高齢者 支援金等分	(総所得金額等1,500万円－基礎控除額43万円＝1,457万円) ×2.40%＝349,680円	8,400円	358,080円 ⇒190,000円
介護納付金 分	(総所得金額等1,500万円－基礎控除額43万円＝1,457万円) ×2.00%＝291,400円	11,300円	302,700円 ⇒170,000円
			合計 990,000円

※区分ごとの課税額は、課税限度額までとなります。

※区分ごとに、100円未満の端数を切り捨てます。

## 4. 国民健康保険税率等の改定の必要性

### (1) 国民健康保険の制度改革

国民健康保険は、被用者保険と比べ、被保険者の年齢が高く、医療費水準が高い一方、所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、また、自営業者等の加入者割合の減少や少子高齢化の影響などにより、国保財政は、今後ますます厳しいものになると見込まれています。

このような状況のなか、国は財政基盤の安定を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度に国民健康保険制度改革を実施しました。

この制度改革により、国保財政運営の都道府県化が図られ、市町村は県に国保事業費納付金を納めることとなる一方、市が支出する保険給付費の財源として、県から交付金が交付されることとなりました。また、県は、国保事業費納付金を納めるために必要な税率を標準保険税率として市町村に提示します。

### (2) 本市国民健康保険の財政状況

本市における国保財政の収支は、平成30年度から令和5年度までの推計で平均約15億円の赤字となっています。また、今後も被保険者数の減少により、国保税収入は減少していく一方、保険給付費等の歳出は高止まり又は微減の状況と推計され、収支の悪化が懸念されています。

### (3) 「川越市赤字解消・削減計画書」の作成

本市では、平成29年9月に策定された埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、同30年3月に、「川越市赤字解消・削減計画書」を策定いたしました。

この計画では、赤字解消・削減の取組みとして、健康経営の実施、医療費適正化対策、収納率向上対策に加え、保険税率の見直しを掲げ、令和5(2023)年度までの6年間に、約11億円の赤字削減を目指す計画としております。

このうち、保険税率の見直しでは、計画期間中に9億円の赤字削減を3年度に分けて行うこととし、令和元年度及び令和3年度には予定通り約3億円ずつの赤字削減を見込み、見直しを実施いたしました。

今回の税率等の改定は、引き続き、この計画に基づき令和5年度課税において、第3回目を実施しようとするものです。

## ○本市国保財政の見通し

### 2 赤字額の見込み(現行の取組みの場合)

〔川越市〕

単位:千円

	平成28年度 (2018年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
①保険税収入見込額		6,617,457	6,392,441	6,175,092	5,965,093	5,762,207	5,566,277
②国保事業費納付金見込額		9,530,439	9,490,304	9,350,338	9,212,500	9,076,617	8,886,732
③算定可能な市町村向け公費		1,429,440	1,408,450	1,387,768	1,367,377	1,347,286	1,327,502
④赤字総額 [②-(①+③)]	958,495	1,483,542	1,889,413	1,787,478	1,880,030	1,967,124	1,992,953
⑤決算補填等以外の目的	142,803	260,769	260,769	260,769	260,769	260,769	260,769
解消・削減すべき赤字額 (④-⑤)	815,692	1,222,773	1,428,644	1,526,709	1,619,261	1,706,355	1,732,184
平成30～35年度の解消・削減すべき赤字額の平均額							1,539,321

本市の歳入である「①保険税収入見込額」と「③算定可能な市町村向け公費」は、平成30年度以降も毎年度減少し、その合計は、平成35(2023)年度には、同30年度と比較して約14.3%減の見込みです。

一方、本市の歳出である「②国保事業費納付金見込額」も、毎年度減少しますが、同様の比較で約6.8%減の見込みです。

以上のことから、計画年度の進捗に伴い、歳出見込額と歳入見込額の乖離が拡大し、赤字額の増加が見込まれることとなります。

(川越市赤字解消・削減計画から抜粋)

## ○赤字削減・解消計画実施状況 ※平成30年度から令和2年度までは実績

単位:千円

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
解消すべき赤字額 (取組前)			1,222,773	1,428,644	1,526,709	1,619,261	1,706,355	1,732,184	
赤字解消・削減の目標額			1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	
取組 字に 削る 額	内訳	健康経営・ 医療費適正化	【目標額】	50,000	50,000	70,000	70,000	100,000	111,000
			【削減額】	50,000	0	20,000	0	30,000	11,000
		保険税設定	【目標額】	0	300,000	300,000	600,000	600,000	900,000
			【削減額】	0	300,000	0	300,000	0	300,000
		収納率向上	【目標額】	47,000	64,000	76,000	85,000	89,000	89,000
			【削減額】	47,000	17,000	12,000	9,000	4,000	0
	合計	【目標額】	97,000	414,000	446,000	755,000	789,000	1,100,000	
		①	97,000	317,000	32,000	309,000	34,000	311,000	
		【削減額】	15,179	367,975	534,081				
		②	15,179	352,796	166,106				
	②-①			△ 81,821	△ 46,025	88,081			
				△ 81,821	35,796	134,106			

※上段は累積額、下段は単年度分です。端数処理により、合計と内訳が合わない場合があります。

## 5 改定の考え方と改定案

### (1) 国民健康保険税課税限度額の改定について

#### ○国民健康保険税課税限度額改定の考え方

##### ① 法定限度額について

国民健康保険税の課税限度額は、地方税法の規定により、政令で定める金額を超えることはできないこととされています。

各市町村の具体的な課税限度額については、法定限度額を超えない範囲で、各市町村が条例で定めております。

国では、医療保険料（税）に関する公平性を確保する観点から、また、被用者保険とのバランスから、法定限度額に達する世帯の割合が被用者保険の水準に近づくよう段階的に引き上げています。

令和4年3月31日に、地方税法施行令が改正され、令和4年度課税分の法定限度額は、基礎課税額分が65万円（2万円増額）、後期高齢者支援金等課税額分が20万円（1万円増額）、介護納付金課税額分が17万円（改定なし）の合計102万円（3万円増額）となりました。

	令和4年度課税分 法定限度額
基礎課税分（医療分）	65万円（2万円増額）
後期高齢者支援金等分	20万円（1万円増額）
介護納付金分	17万円（改定なし）
合 計 [40歳から64歳以外（介護分なし）の場合]	102万円（3万円増額） [85万円（3万円増額）]

##### ② 埼玉県内市の課税限度額の設定状況

###### ア 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）における位置づけ

令和2年度に策定された埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）では、課税限度額は準統一の目標年度である令和9年度には全ての市町村で課税年度の法定限度額となることを目指すとしております。

イ 県内市の課税限度額の設定状況（令和4年度課税分）

課税限度額	該当市数
102万円（法定限度額）	6市（15.0%）
99万円 川越市該当	33市（82.5%）
96万円	1市（2.5%）
合計	40市

③ 川越市の状況

ア 法定限度額と川越市課税限度額の乖離状況（令和4年度課税分）

	川越市課税限度額	法定限度額との差
基礎課税分（医療分）	63万円	▲2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	▲1万円
介護納付金分	17万円	なし
合計	99万円	▲3万円

イ 課税限度額改定に係るこれまでの対応方法

課税限度額について、本市では、被保険者に負担を求める内容であること、また、国民健康保険事業の運営上の重要事項ととらえ、国民健康保険運営協議会に諮った上で、議会に上程し、条例の改正を行うという方法で対応しております。このため、法定限度額の改定の翌年度以降に改定を行ってまいりました。

ウ 本市の課税限度額の改定状況

本市国民健康保険特別会計については、医療費などの保険給付費は高止まり又は微減傾向にある一方、被保険者数の減少により保険税収は減少しております。このようななか、毎年度、一般会計からの赤字補てんのため多額の繰入れを行っている状況です。

課税限度額を抑えるということは、担税能力が高い高所得者層の税負担が軽減される一方、特別会計の仕組みとしては、その分が一般会計からの繰入れで補てんすることとなり、国民健康保険に加入していない方にもご負担いただくこととなります。

このようなことから、国民健康保険の納税義務者間の保険税負担の衡

平の確保、適正な課税及び国民健康保険財政の健全化を図るため、課税限度額を法定限度額に設定する改定を行ってきております。

④ 法定限度額に引き上げた場合の影響

課税限度額を法定限度額に引き上げた場合の影響を試算すると次のとおりです。

影響額（令和5年度課税分試算）

基礎課税分

- ・ 国民健康保険税収入への影響（増収見込額） 約 1,226万円
- ・ 影響世帯数 698世帯
- ・ 一世帯当たりの影響額 約 17,500円

後期高齢者支援金等分

- ・ 国民健康保険税収入への影響（増収見込額） 約 724万円
- ・ 影響世帯数 836世帯
- ・ 一世帯当たりの影響額 約 8,600円

○改定案

① 改定時期 令和5年4月1日（令和5年度課税分から）

② 国民健康保険税の課税限度額の改定案

課税限度額は、法定限度額のとおり設定する。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分（医療分）	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	20万円	1万円
介護納付金分	17万円	17万円	なし
合 計	99万円	102万円	3万円

## (2) 国民健康保険税率等の改定について

### ○国民健康保険税率等改定の考え方

#### ① 改定の時期、回数及び金額等について

「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」に基づき、保険税率設定の見直しにより、令和元(2019)年度、令和3(2021)年度及び令和5(2023)年度において、それぞれ3億円の赤字解消・削減に取り組めます。

#### ② 改定率について

均等割額については、1回の改定で概ね1.15倍を超えないこととします。  
所得割税率については、1回の改定で概ね1.5倍を超えないこととします。

#### ③ 基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の3区分の取扱いについて

改定にあたっては、各区分での保険税充足率を算定し、各区分の充足率が最適なバランスに近づくよう改定します。

#### ④ 保険税水準の統一について

将来的な保険税水準の統一に向け、保険税が急激に増加しないよう計画的に標準保険税率に近づけていくこととします。

#### ⑤ 応能応益の賦課割合について

応能割(所得割)と応益割(均等割)の賦課割合については、中間所得層への配慮及び後期高齢者医療制度への安定移行の観点から、6対4を基本とし、段階的に移行します。

#### \*②改定率について(補足)

平成30年11月に策定された、本市の「使用料・手数料設定の基本方針」(前「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針」(平成20年3月策定))における考え方を参考としました。

この基本方針のなかで、「急激な負担増への配慮」として「1回の改定による改定幅を現行使用料・手数料のおおむね1.5倍を上限とする激変緩和措置を講じるものとします。」との規定があり、これを参酌したものです。

なお、均等割額については、3回の改定を前提としており、全体として改定率が1.5倍となるよう、1回あたりの改定率を1.15としました。 $(1.15 \times 1.15 \times 1.15 \div 1.5)$



○改定案

① 改定時期 令和5年4月1日（令和5年度課税分から）

② 国民健康保険税率等改定案

区分	項目	現行	改定案	差	改定率
基礎課税分 (医療分)	所得割税率	7.35%	7.35%	—	—
	均等割額	24,700円	27,500円	2,800円	1.11
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.40%	2.40%	—	—
	均等割額	8,400円	9,400円	1,000円	1.12
介護納付金分	所得割税率	2.00%	2.00%	—	—
	均等割額	11,300円	12,300円	1,000円	1.09

<40歳以上65歳未満の被保険者>

区分	項目	現行	改定案	差	改定率
基礎課税分、支援 金等分及び介護 納付金分の合計	所得割税率	11.75%	11.75%	—	—
	均等割額	44,400円	49,200円	4,800円	1.11

<上記以外の被保険者>

区分	項目	現行	改定案	差	改定率
基礎課税分及び 支援金等分の合計	所得割税率	9.75%	9.75%	—	—
	均等割額	33,100円	36,900円	3,800円	1.11

③ 改定後の税収試算（令和5年度）

区分	現行税率	改定案	差
基礎課税分 (医療分)	4,614,905千円	4,793,311千円	178,406千円
後期高齢者 支援金等分	1,522,550千円	1,586,173千円	63,623千円
介護納付金分	542,045千円	562,067千円	20,022千円
合計	6,679,500千円	6,941,551千円	262,051千円

\* 均等割軽減に係る一般会計からの繰入金分を含みます。

\* 課税限度額改定による影響分は含んでいません。

④ 課税割合（応能・応益比率）について

区 分	現 行		改 定 案	
	応能割	応益割	応能割	応益割
基礎課税分 （医療分）	66.0	34.0	63.5	36.5
後期高齢者 支援金等分	64.8	35.2	62.2	37.8
介護納付金分	58.9	41.1	56.8	43.2

賦課割合は、応能割で集める税額と応益割で集める税額の比率を言います。

応能割は、加入者の負担能力に応じて負担を求めるもので、所得に応じて課税する所得割額が該当します。

応益割は、加入者の受益に応じて負担を求めるもので、1人当たり定額で課税する均等割額が該当します。

基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分ごとの税充足率について

令和3年度決算見込

区分	歳出 決算額	歳入(国保税以外) 上記の欄掛け部分は、下段の合計値						歳出一歳入 (必要な税収額)	
		保険給付費等 交付金	基礎安定給入金 (税控減分)	基礎安定給入金 (支援分)	職員給与費等 給入金	出産育児一時金 等給入金	財政安定化支援 事業給入金		左記以外の全て
基礎課税分 (医療給付費分)	29,970,132,051	23,171,896,394	454,675,130	382,195,406	413,224,070	54,713,315	77,920,562	204,690,641	5,230,816,533
後期高齢者支援金等分	2,207,789,458	0	154,626,360	119,047,276	0	0	0	0	1,934,115,822
介護納付金分	929,671,400	0	59,661,740	37,633,869	0	0	0	0	832,375,791
全 体	33,107,592,909	23,171,896,394	668,963,230	518,876,551	413,224,070	54,713,315	77,920,562	204,690,641	7,997,308,146

A

B

C=A-B

区分	歳出一歳入 (必要な税収額)	国保税歳入 決算額	税収不足額と税充足率	
			税収不足額	税充足率
基礎課税分 (医療給付費分)	5,230,816,533	4,858,465,347	372,351,186	92.9%
後期高齢者支援金等分	1,934,115,822	1,586,823,936	347,291,886	82.0%
介護納付金分	832,375,791	566,509,953	265,865,838	68.1%
全 体	7,997,308,146	7,011,799,236	985,508,910	87.7%

C

D

C-D

D/C

参考

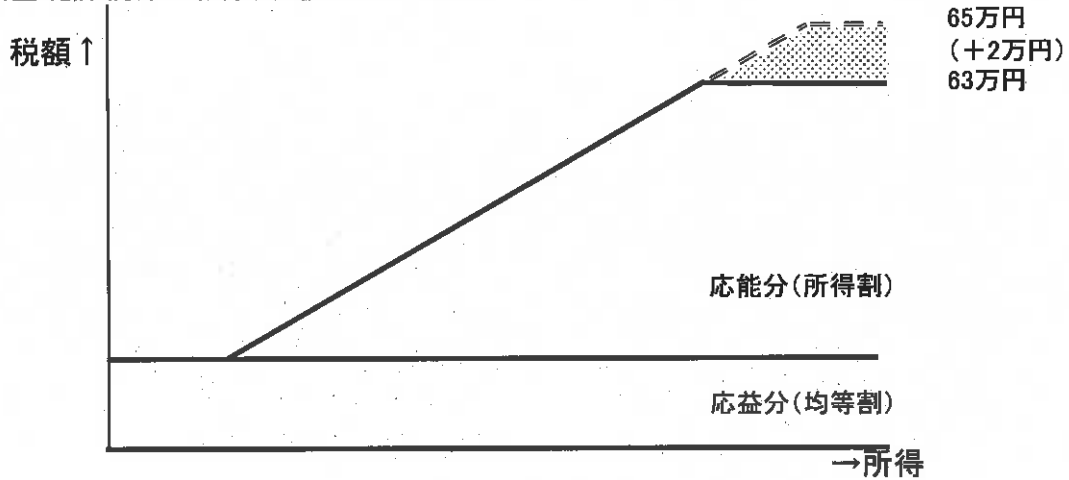
全体 歳入(国保税・赤字補填分以外) X-(Y+Z)	26,327,282,682		
歳入総額	国保税	赤字補填額	
34,324,590,828	7,011,799,236	985,508,910	
X	Y	Z	
赤字補填額 a+b-c (cは決算時のみ)			
その他歳入 a	1,255,437,272		
繰越金 b	947,069,557		
剰余金 c	1,216,997,919		

# 税率等改定の概念図

実線—— 部分が改定前

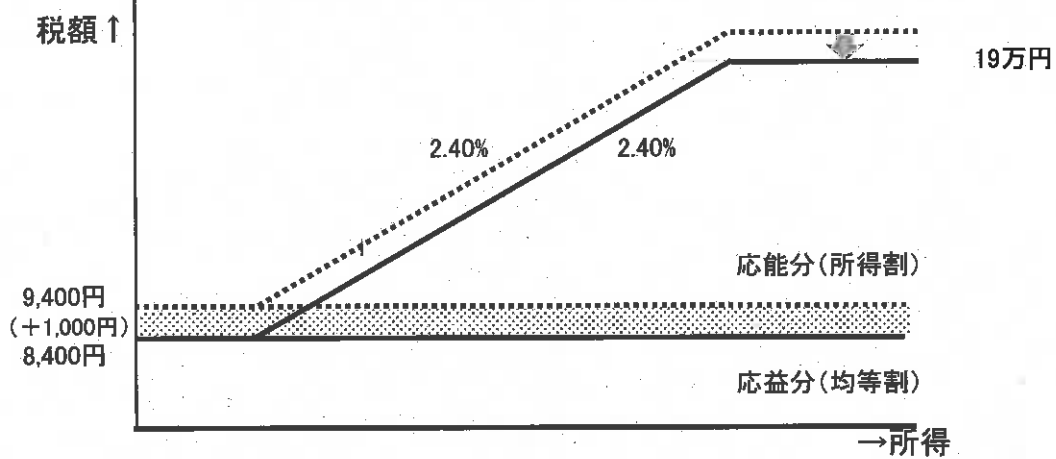
## 限度額のみ改定

(基礎課税分の限度額を改定した例)



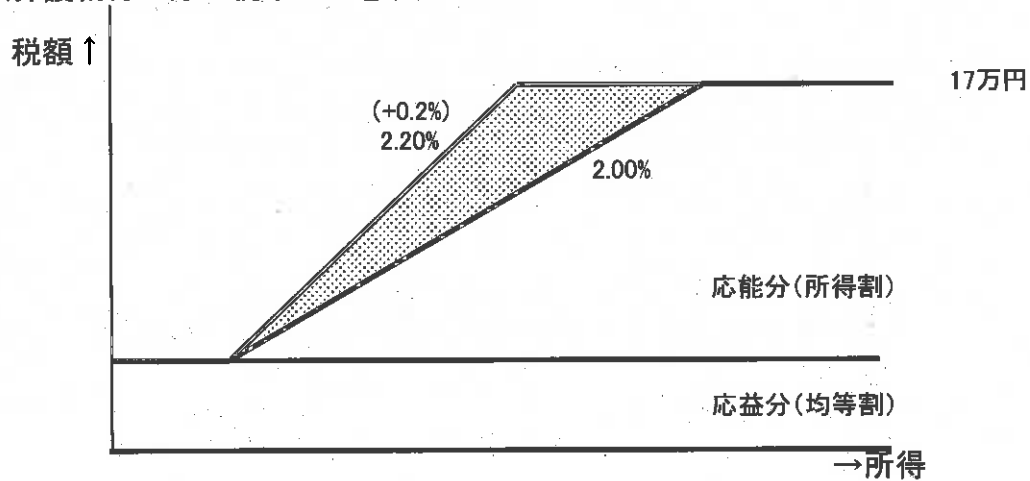
## 均等割額のみ改定

(後期高齢者支援金等分の均等割のみを改定した例)



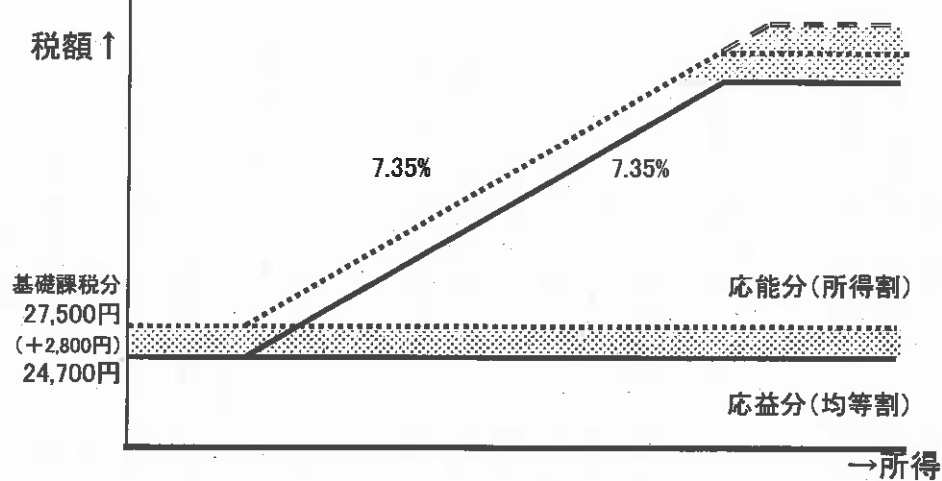
## 税率のみ改定(参考)

(介護納付金分の税率のみを改定した例)



## 限度額と均等割額を改定

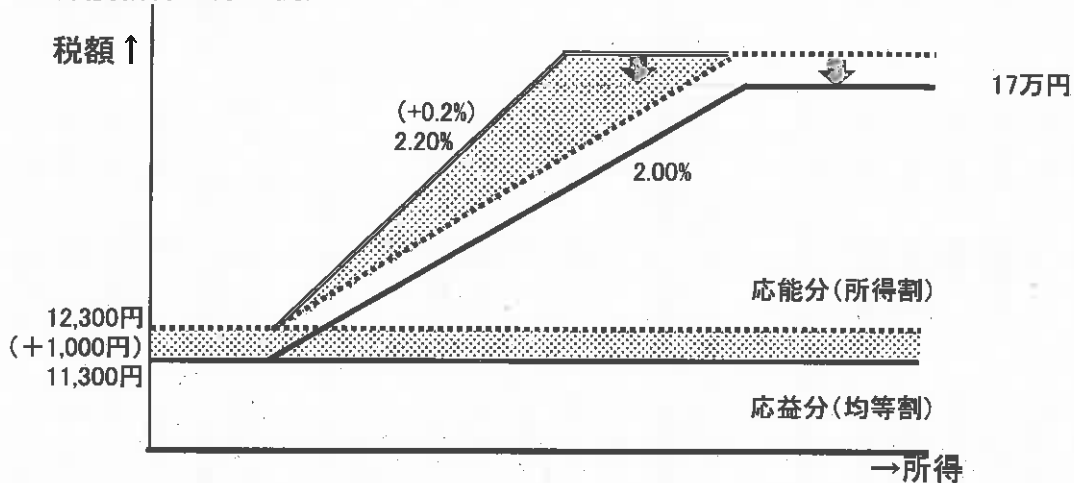
(基礎課税分の例)



基礎課税分  
65万円  
(+2万円)  
63万円

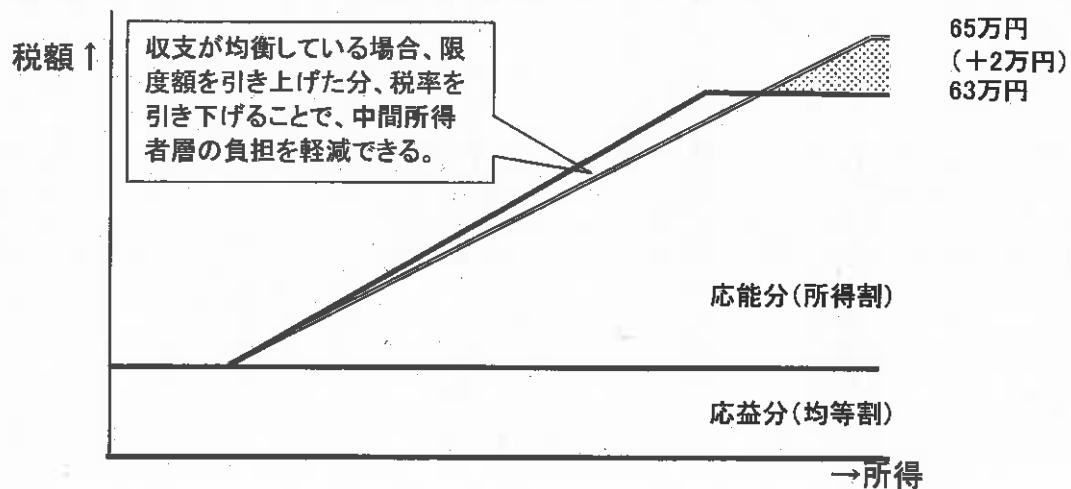
## 税率と均等割額を改定(参考)

(介護納付金分の例)



## 中間所得者層の負担に配慮した限度額の改定のイメージ

(基礎課税分の限度額を引き上げ、税率を引き下げた例)



# 税率等改定の影響額(令和5年度課税分試算)

単位(千円) 増収増

## 1 増収への影響(増収額)

改定区分	医療		支援		介護		合計	
	現年度収入額	現行との差	現年度収入額	現行との差	現年度収入額	現行との差	現年度収入額	増額分合計
税率・均等割								
現行	4,176,745		1,373,540		481,781		6,032,066	現行
均等割改定	4,305,481	128,736	1,419,424	45,884	496,470	14,689	6,221,375	189,309 均等割
現行	4,189,007	12,262	1,380,778	7,238	481,781	0	6,051,566	限度額
均等割改定	4,317,979	141,234	1,426,912	53,272	496,470	14,889	6,241,261	209,195 均等割+限度額
R4標準保険税率 (市町村標準保険税率)	4,798,146	621,401	1,659,217	285,677	671,059	189,278	7,128,422	1,096,356 標準保険税率・限度額

令和4年3月の基礎税率一分、  
基礎税率一分を、本市試算の令和5年度被保険者数(医療分・支援分 68,774人、介護分 22,232人)に補正。  
令和4年度当初予算案の収入率。

基礎税率一分等  
被保険者数  
収入率

## 2 均等割の軽減額(法定内繰入金による補てんの増額)

改定区分	医療		支援		介護		合計	
	現年度軽減額	現行との差	現年度軽減額	現行との差	現年度軽減額	現行との差	現年度軽減額	増額分合計
税率・均等割								
現行	438,160		149,010		60,264		647,434	現行
均等割改定	487,831	49,671	166,749	17,739	65,597	5,333	720,177	72,743 均等割
現行	438,160	0	149,010	0	60,264	0	647,434	0 限度額
均等割改定	487,831	49,671	166,749	17,739	65,597	5,333	720,177	72,743 均等割+限度額
限度額改定	742,585	304,425	253,814	104,804	100,800	40,536	1,097,199	449,765 標準保険税率

※均等割軽減による課税分は、各額が法定内繰入金である保険基金安定繰入金で補てんされる。  
基礎安定繰入金率の内訳は、4分の2担当額、…市の負担分、市の負担分は、地方交付税交付金の標準財政需要額に算入  
4分の1担当額、…市の負担分

## 3 赤字削減額合計(=1+2)

改定区分	医療		支援		介護		合計	
	上表1+2	現行との差	上表1+2	現行との差	上表1+2	現行との差	上表1+2	赤字削減額合計
税率・均等割								
現行	4,614,905	0	1,522,550	0	542,045	0	6,679,500	0 現行
均等割改定	4,793,312	178,407	1,586,173	63,623	562,067	20,022	6,941,552	262,052 均等割
現行	4,627,167	12,262	1,529,788	7,238	542,045	0	6,699,000	19,500 限度額
均等割改定	4,805,810	190,905	1,593,561	71,011	562,067	20,022	6,961,438	281,938 均等割+限度額
R4標準保険税率 (市町村標準保険税率)	5,540,731	925,826	1,913,031	390,481	771,859	229,814	8,225,621	1,546,121 標準保険税率・限度額

参考

## 改定案における税率等の比較表

(参考)

①現行		
所得割	医療	7.35%
	支援金	2.40%
	介護	2.00%
	計	11.75%
均等割	医療	24,700
	支援金	8,400
	介護	11,300
	計	44,400

②税率・均等割額改定案			①現行との差	
所得割	医療	7.35%	0.00%	
	支援金	2.40%	0.00%	
	介護	2.00%	0.00%	
	計	11.75%	0.00%	
均等割	医療	27,500	2,800	
	支援金	9,400	1,000	
	介護	12,300	1,000	
	計	49,200	4,800	

③R4市町村標準税率			①現行との差		②改定案との差	
所得割	医療	6.86%	-0.49%	-0.49%		
	支援金	2.42%	0.02%	0.02%		
	介護	2.60%	0.60%	0.60%		
	計	11.88%	0.13%	0.13%		
均等割	医療	41,861	17,161	14,361		
	支援金	14,308	5,908	4,908		
	介護	18,901	7,601	6,601		
	計	75,070	30,670	25,870		

